

介護保険の訪問介護として認められる乗車・降車の介助等について
(平成15年3月24日介護支援専門員連絡協議会資料)

平成15年度介護報酬見直しにより、平成15年4月1日より算定対象となる「いわゆる介護タクシー」で認められる通院等について、吉川市の判断を示したものであり、今後、国・県からの指示等があれば変更を検討する場合がある。(1及び3について)

1 いわゆる介護タクシーとして認められる場合

(介護タクシーとは、適切なアセスメント(通院等の必要性。利用者の心身の状況から車両への乗降の介助行為の必要性。総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していることが必要。)に基づくケアプラン上の位置付けがあることを前提に、要介護1以上の者に対し、通院等のための乗車・降車の介助を行うこと。)

- ① 病院又は診療所通院(遠方へ治療に行くための最寄の駅までの利用を含む。)、介護保険施設通所(利用者の心身の状況により施設の送迎が利用できない場合に限る。)
- ② 預貯金の払い戻し(同居親族に代行できる者がいない場合)
- ③ 公共施設における日常生活に必要な申請や届出
- ④ 日常生活品の買物
- ⑤ 美容院、散髪(1ヶ月に1回以内)
- ⑥ 選挙、冠婚葬祭(二親等以内に限る。)、公衆浴場

2 介護度4以上の者が上記の場合に該当して、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して、20分以上の時間を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、介護タクシーに代えて身体介護中心型を受けることができる。

3 いわゆる介護タクシー(身体介護中心型による場合も含む。)として認められない場合

- ① 趣味、嗜好、娯楽のための利用(習い事、ドライブ、映画など)
- ② 旅行
- ③ 病院又は診療所入退(転)院、介護保険施設入退(転)所(通院し、そのまま入院することになった場合を除く。)
- ④ その他1の①～⑥に該当しない場合

4 要介護3以上の者は、次の場合、市の一般福祉サービスの外出支援サービスを利用することができる。

- ① 次の施設(場所)に行く場合(理由の如何は問わない。)
 - ・ 病院又は診療所
 - ・ 介護保険施設(特養施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)
 - ・ 市役所などの公共施設
- ② その他次の理由で、外出した場合
 - ・ 冠婚葬祭等の行事への参加
 - ・ 選挙
 - ・ 金融機関における払い戻し等の手続き

5 該当するかが不明な場合は、いきいき推進課に問い合わせること。